

令和7年1月23日

京都市域地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

京都市域地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）については、令和7年1月6日に、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の5割を超えましたので、お知らせします。

●京都市域地区（令和7年1月23日現在）

要請状況	要請件数（件）	要請車両数（両）	要請割合（％）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和7年1月6日	27	2,969	55.06	5,392
（3ヶ月経過日） 令和7年4月7日				

京都市域地区… 京都府京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。） 向日市 長岡京市 宇治市 八幡市 城陽市 京田辺市
木津川市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係
電話：06-6949-6446